

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
朝霞市大字根岸字街道向一五四 八番一地先から同市大字岡字広 沢原一六六二番二地先まで		区 間
一八・〇〇〇 二一・〇〇〇	一八・〇〇〇 一八・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二三七・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考